

報告第 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起調書

専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
平成 28 年 2 月 24 日	足立区足立在住者	区営駐車場使用料の請求に係る債務者に対して行った次の支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、当該支払督促申立て時にあったものとみなされる訴えの提起をした。 1 未払使用料 220,500 円の支払 2 申立て手続費用 2,730 円の支払 3 訴訟費用の支払（ 2 を除く ）	足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。
平成 28 年 3 月 2 日	足立区足立在住者	区営駐車場使用料の請求に係る債務者に対して行った次の支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、当該支払督促申立て時にあったものとみなされる訴えの提起をした。 1 未払使用料 456,750 円の支払 2 申立て手続費用 3,730 円の支払 3 訴訟費用の支払（ 2 を除く ）	足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。